

大和村立大和中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに～いじめの定義・基本認識について～

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

【「いじめ防止対策推進法」第2条 より】

<いじめの基本認識>

いじめ問題に取り組むにあたって、以下の点を基本的な認識としてもつべきである。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりえるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方、考え方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

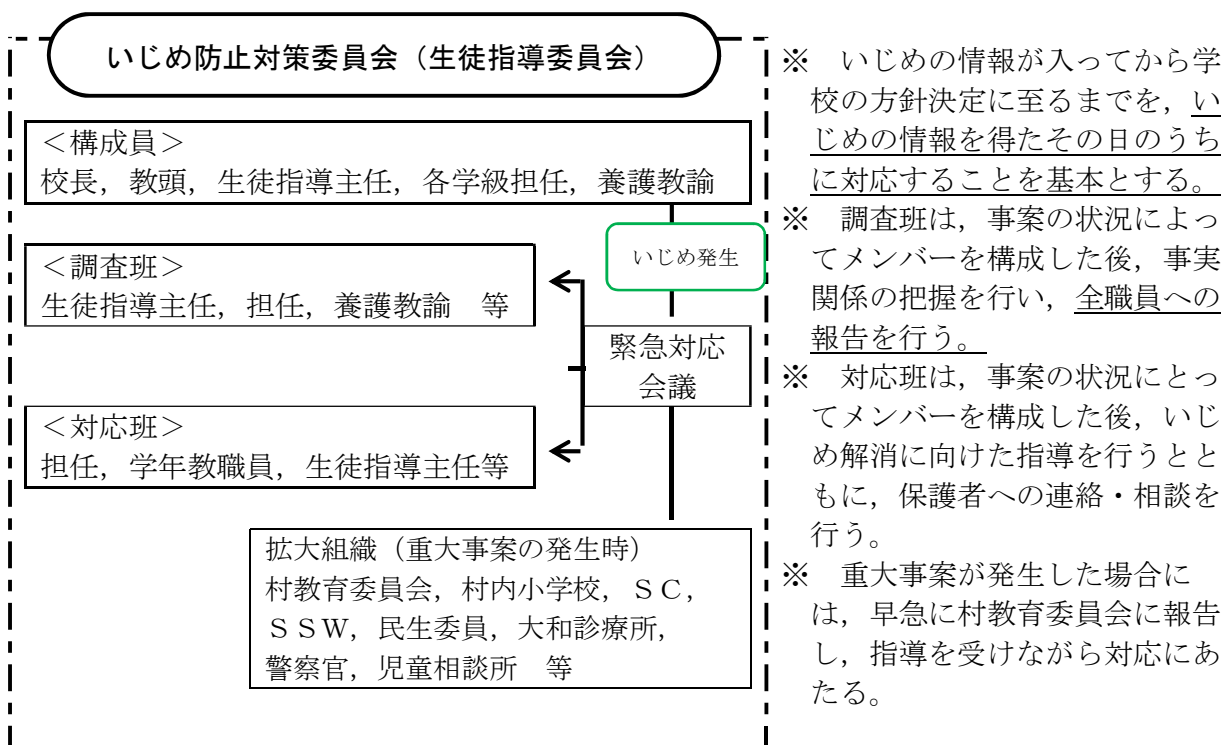
いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

3 学校の課題

平成23年度、村内4中学校が統合し、村内唯一の中学校として新設された。現在村内4小学校から生徒が入学してくるため、各小学校との連携が重要となる。1学年1学級であり、固定化した人間関係の中で3年間を過ごさなければならないため、お互いを認め合う心やコミュニケーション能力を育成することも課題である。

4 いじめ防止対策委員会の設置について（※生徒指導委員会が兼ねる）

- (1) 目的： いじめ防止対策委員会を中心として、教職員全体で共通理解を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応できる体制を整え、全生徒が安心して学校生活を過ごすことのできる環境を築けるような取組を展開する。
- (2) 構成・組織：



- (3) 運営 : 週1回を原則とするが、必要に応じて随時開催することができる。また、委員会後には各学年で報告し、毎週金曜日の職員朝会にて、生徒指導に関する報告・連絡及び情報交換を行ったりすることで、情報の共有と指導の連携を図る。

5 いじめの未然防止

- (1) 道徳教育・人権教育の充実
年35時間の道徳の時間の充実
いじめ問題を考える週間における取組(年3回)
人権教育に関する職員研修の実施(「仲間づくり」の活用)
校内人権旬間における取組
情報モラルに関しての指導
- (2) 規則正しい態度の育成と確かな学力の定着
学校オリエンテーションと学級開き、授業開きの指導
校内研究テーマに基づいた研究授業の実施と授業改善
「すももタイム」「plum time」による数学・英語の基礎基本の定着
学力定着、特別支援教育の校内研修の実施
テスト期間を利用した家庭学習の充実に向けた取組
- (3) コミュニケーション活動、読書活動の充実
「たんかんタイム」を生かした読書指導の充実
各教科等での対話活動を生かした場の設定
あいさつ運動の充実(生徒会・PTA)
- (4) 体験活動の充実
宿泊学習・修学旅行・福祉施設訪問・職場体験学習、総合的な学習の時間(郷土)
緑化活動、一日遠足、音楽発表会、体育大会、文化祭
生徒会主体の取組

6 早期発見

鹿児島県のいじめの問題への対応の考え方
基本方針「1件でも多く発見し、それらを解消する」

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つこと。
- いじめに該当するか否かを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要。

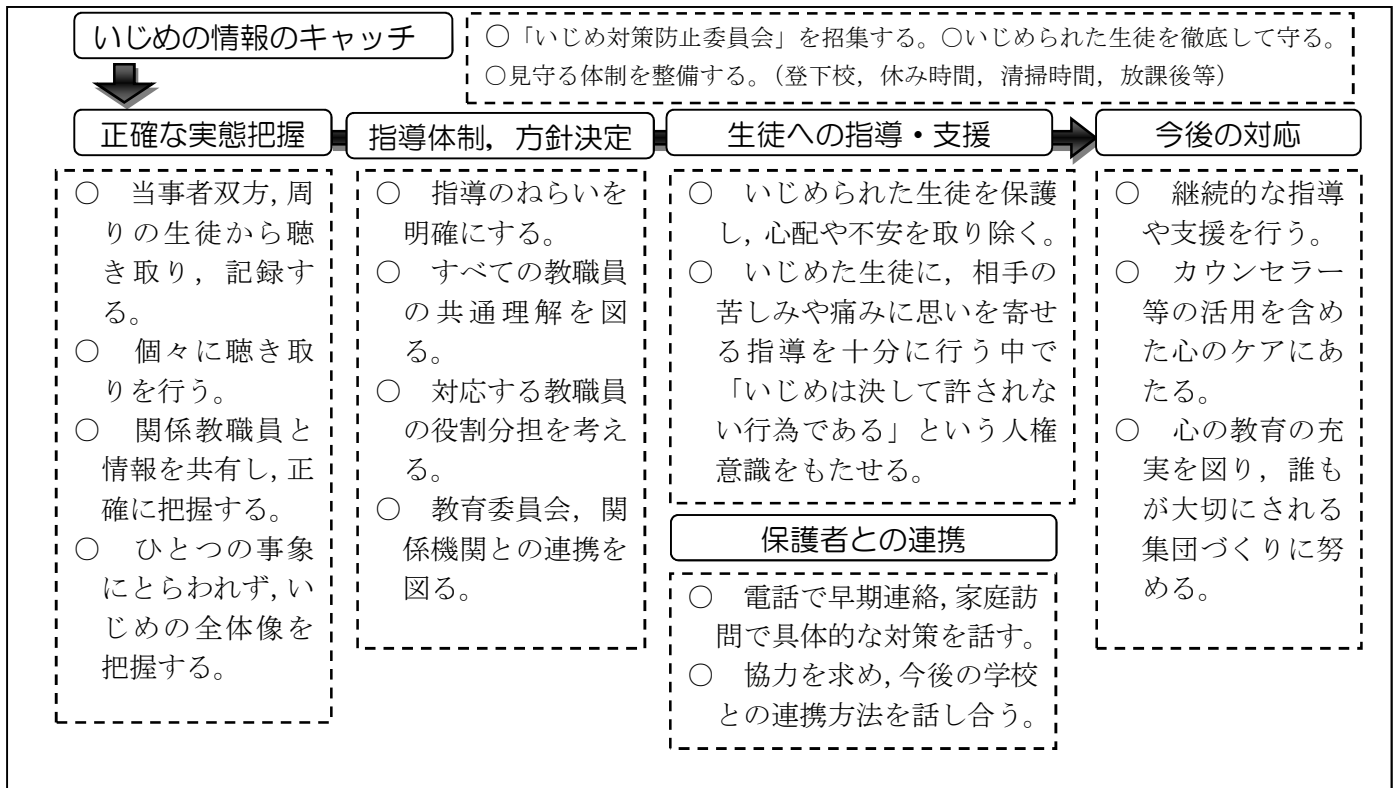
- (1) 日常の観察
休み時間や昼休み、放課後、家庭地域などあらゆる場での観察(チェックリスト活用)
生活の記録を活用した生徒、保護者との信頼関係づくり
- (2) 教育相談やいじめ実態調査アンケートの実施
教育相談の実施(年2回)
日常生活の中での気づきと声かけ(チャンス相談)
いじめ実態調査アンケートの実施と実施後の相談

(3) 生徒指導委員会等の実施

生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）の実施：週1回

職員朝会で生徒指導に関する報告、連絡及び情報交換（毎週金曜日）

7 いじめに対する措置



8 重大事案への対処（以下の事案を重大事案と捉え、対処を行う。）

- ・ いじめにより生徒の生命, 心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間, 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
- ・ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき。

- (1) 重大事案が発生した旨を, 大和村教育委員会に速やかに報告し, 協議の上, 当該事案に対処する組織を設置する。
- (2) 学校もしくは村教育委員会が主体となり, 事実関係を明確にするための調査を行う。この際, 因果関係の特定を急ぐのではなく, 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (3) 上記調査結果については, いじめを受けた児童・保護者に対し, 事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (4) 必要に応じて, 関係機関と連携をとり, 早急に対応する。

9 評価方法

年間計画で定めた学校生活に関するアンケートを全校生徒に実施し, 集計調査から取組に対しての評価を行うとともに, 個々の生徒の変化に気づく手立てとする。